



割引率  
30%

## 補償内容

ケガによる入院・通院・手術・死亡・後遺障害を補償します。入院、通院ともに1日目から補償します。通院のみでもお支払いします。

被保険者ごとに、いずれかひとつのプラン1口に加入いただけます。（複数プランの加入はできません。）

このような場合に役立ちます！ 天災危険補償特約付きですので、地震や噴火、これらに起因する津波によるケガも補償対象です。



自転車で転んでケガをした。



交通事故でケガをした。



スキーで転んでケガをした。



地震でがれきの下敷きになりケガをした。

## 就業中対象外

被保険者になれる方：社員本人のみ

		1 A	2 A
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	3,500円	7,000円
傷害手術保険金		入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍	
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	255万円	510万円
月額保険料（年齢にかかわらず）		1,000円	2,030円

1A～2Aプランは社員本人のみでご加入いただけます。お仕事での事故はお支払いの対象とはなりません。ただし、通勤途上の事故はお支払いの対象となります。  
\*社員とは、富士フィルムホールディングス株式会社およびそのグループ会社に勤務され毎月給与の支払いを受けている役員、従業員、準社員、嘱託の方をいいます。

## 24時間補償

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族\*（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）  
\*家族の範囲は15ページ（Q1）をご確認ください。

		1 B	2 B	1 C	2 C
傷害入院保険金日額	事故発生日から180日以内 180日限度	4,000円	8,000円	5,000円	10,000円
傷害通院保険金日額	事故発生日から180日以内 90日限度	2,000円	4,000円	3,500円	7,000円
傷害手術保険金		入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍			
傷害死亡・後遺障害保険金額	事故発生日から180日以内	240万円	480万円	240万円	480万円
月額保険料（年齢にかかわらず）		950円	1,880円	1,360円	2,720円

Pickup!

＼自転車に乗る方必見！／

## 自転車事故リスクへの備え

＼自転車を運転する際のリスクは2種類！それぞれ備えが必要です。

被害者への賠償リスクへの備え	自身のケガリスクへの備え
賠償保険 5 Fプラン (11ページ)	ケガ保険 1 A～2 C 全6プラン (7ページ)



## 自転車条例の制定をご存知ですか？

自転車による加害事故では、加害者に高額な損害賠償を命じる判決事例が出ています。また、条例により自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化する動きが広がっています。自転車に乗る方は、自転車条例に対応している賠償保険に加入し、しっかり準備していく必要があります。

制定されている都道府県（一部）	東京都	埼玉県	神奈川県
	大阪府	静岡県	京都府

など

出典：国土交通省「地方公共団体の条例の制定状況 令和5年4月1日現在」

## 賠償リスクへの備えは大切です！

自転車による加害事故	9,521万円の賠償判決
判決事例	男子小学生（11才）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62才）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所 2013年7月4日判決) 傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。 一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車事故の実態と備え（2023年8月版）」より

賠償保険（5 F）への加入で

## 1億円まで補償！さらに示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

▶ 賠償保険（5 Fプラン）の保険金額、保険料は11ページをご覧ください。

## ！ご注意点

ケガとは	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
通院認定について	柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
傷害死亡保険金受取人	傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。傷害死亡保険金以外の保険金は、普通保険約款・特約に定めております。
みなし通院について	通院されない場合で、骨折、脱臼、靭（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を常時装着したときは、その日数について傷害通院したものとみなします。ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをい）、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。をいいます。また、補償範囲は次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）を固定する場合に限りです。 ①長管骨 <sup>(注)</sup> または脊柱 ②長管骨 <sup>(注)</sup> に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）。ただし長管骨 <sup>(注)</sup> を含めギプス等の固定具を装着した場合に限りです。③肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。 (注)上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。

# 病気保険 基本補償



割引率  
**30%**

**補償内容** 病気による入院・手術・退院後の通院\*等を補償します。\*8E、8I、8Hプランのみ

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入いただけます。(複数プランの加入はできません)

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族\* (ご家族もお一人ずつお申込みが必要です)  
\*家族の範囲は15ページ(Q1)をご確認ください。

下表は1口ご加入の場合の保険金額です。2口ご加入の場合は、\*の保険金を除き、お支払いする保険金の額が2倍となります。

加入限度口数	2口	8E	8I	8H	8F
<b>疾病入院保険金日額</b>		5,000円	5,000円	3,000円	3,000円
病気で入院した日から1,095日以内 1,095日限度					
<b>疾病手術保険金</b>		入院中の手術：疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術：疾病入院保険金日額の5倍			
<b>疾病手術費用保険金額*</b>		100万円 ※2口お申込みの場合も100万円			
<b>疾病放射線治療保険金</b>		疾病入院保険金日額の10倍			
<b>疾病入院時一時金額</b>		5万円	5万円	5万円	5万円
<b>疾病長期入院時保険金額*</b>		10万円(入院90日ごと) ※2口お申込みの場合も10万円			
<b>疾病退院時一時金額</b>		5万円	-	-	-
<b>疾病通院保険金日額</b>		3,000円	3,000円	3,000円	-
退院した日の翌日から180日以内 30日限度					
<b>葬祭費用保険金額</b>		150万円	-	-	-

		月額保険料							
プラン		8E		8I		8H		8F	
加入口数		1口	2口	1口	2口	1口	2口	1口	2口
<b>2025.4.21 時点の年令</b> <b>(年令別) 月額保険料</b>	生後15日以上～4才	920円	1,800円	750円	1,460円	540円	1,040円	520円	1,000円
	5～9才	600円	1,160円	570円	1,100円	410円	780円	400円	760円
	10～14才	340円	640円	310円	580円	240円	440円	230円	420円
	15～19才	380円	710円	330円	610円	240円	430円	230円	410円
	20～24才	590円	1,100円	520円	960円	390円	700円	380円	680円
	25～29才	880円	1,610円	810円	1,470円	600円	1,050円	580円	1,010円
	30～34才	1,160円	2,120円	1,060円	1,920円	790円	1,380円	760円	1,320円
	35～39才	1,290円	2,350円	1,140円	2,050円	860円	1,490円	820円	1,410円
	40～44才	1,370円	2,510円	1,150円	2,070円	860円	1,490円	810円	1,390円
	45～49才	1,810円	3,350円	1,450円	2,630円	1,080円	1,890円	1,000円	1,730円
	50～54才	2,550円	4,710円	1,990円	3,590円	1,480円	2,570円	1,350円	2,310円
	55～59才	3,740円	6,850円	2,890円	5,150円	2,160円	3,690円	1,980円	3,330円
	60～64才	5,820円	10,520円	4,440円	7,760円	3,350円	5,580円	3,100円	5,080円
65～69才	9,010円	16,410円	6,750円	11,890円	5,040円	8,470円	4,680円	7,750円	
70～74才	13,480円	24,710円	9,890円	17,530円	7,340円	12,430円	6,720円	11,190円	
75～79才	21,140円	39,420円	15,060円	27,260円	10,870円	18,880円	9,920円	16,960円	

## ⚠️ ご注意点

手術日以後の入院中の治療費等の実費をお支払いします。ただし公的医療保険制度等による給付や、加害者からの損害賠償金は除かれます。	疾病手術費用保険金
疾病入院の状態が14日以上継続した後に生存して退院された場合、または疾病入院の状態が365日を超えた場合にお支払いします。	疾病退院時一時金
「病気保険」では、新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。質問事項にご回答ください。質問のご回答がいずれも「いいえ」の場合、お引受けしません。	告知に該当する場合のお引受について

●継続加入いただいているお客さまで、「特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されている方」は、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。詳細は別冊P37～P38を必ずご確認ください。

# 病気保険 オプション

病気保険の基本補償をお申込みの方のみご加入いただけます。

## 十 先進医療費用保険金

被保険者になれる方：社員本人・そのご家族 病気保険(基本補償)ご加入の方お一人ずつのお申込みが必要です。

加入限度口数	1口	S
<b>先進医療費用保険金額</b>		1,000万円
<b>月額保険料</b>		60円

## 十 親介護一時金・休業補償

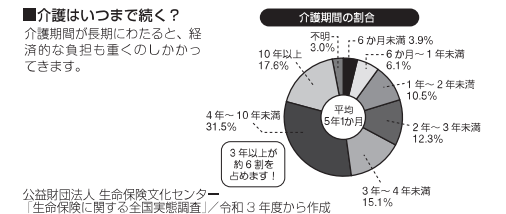
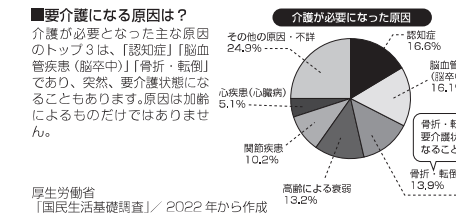
特約被保険者(介護対象者)になれる方：病気保険(基本補償)の被保険者本人\*の親(姉妹含む)

\*特約区分「2休業補償」「3一時金+休業補償」への加入は社員本人のみに限ります。ご家族の方はご加入いただけません。  
下表は1口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

加入限度口数	3口	K2		
特約区分	1一時金	2休業補償	3一時金+休業補償	
<b>親介護一時金額</b>				
フランチャイズ期間：30日	要介護2以上	100万円	-	100万円
<b>親の介護による休業補償保険金額</b>				
免責期間：93日 てん補期間：9か月	要介護2以上	-	10万円	10万円

2025.4.21 時点の 特約被保険者 または介護対象者の 年令	親の年令別) 月額保険料		
20～24才	10円	10円	20円
25～29才	10円	10円	20円
30～34才	10円	10円	20円
35～39才	10円	10円	20円
40～44才	10円	10円	20円
45～49才	20円	10円	30円
50～54才	40円	20円	60円
55～59才	90円	50円	140円
60～64才	200円	120円	320円
65～69才	470円	280円	750円
70～74才	1,060円	640円	1,700円
75～79才	2,350円	1,420円	3,770円
80～84才	6,080円	3,690円	9,770円
85～89才	12,280円	7,470円	19,750円

Kプラン(要介護3以上)の保険料は同封の「Kプランご加入の皆さまへ」をご確認ください。  
親介護一時金は、介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。  
親の介護による休業補償保険金は、要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。



ケガ保険  
病気保険  
携行品保険  
保険料  
長期収入  
社員グループ  
医療保険  
積立年金

団体総合生活補償保険（標準型）  
日常生活賠償特約・受託物賠償責任補償特約・携行品損害補償特約

# 賠償保険・携行品保険

割引率  
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人*	○	P11~P13
*賠償部分：家族は自動対象 携行品：家族型あり		

## 賠償保険

## 補償内容

他人の身体・財物に損害を与えるなどして、法律上の損害賠償責任を負われた場合に補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

※社員本人1名のご加入でご家族も補償対象となります。(傷害死亡・後遺障害保険金を除く)

	5F
<b>日常生活賠償保険金額</b> 国内示談交渉サービス付	1 億円
<b>受託物賠償責任保険金額</b> 免責金額：5,000 円	10 万円
<b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b> 事故発生日から180日以内 ※社員本人のみ対象	100 万円
<b>月額保険料</b>	210 円

## ！ご注意

対象地域	「日常生活賠償」「傷害死亡・後遺障害」は国内外補償（日常生活賠償は一部国内のみ補償 <sup>(注)</sup> ）、「受託物賠償」は国内で借りたもののみ補償 <sup>(注)</sup> します。なお、「日常生活賠償」の示談交渉サービスは国内のみ対象となります。 (注)詳細は別冊P.11、P.12をご参照ください。
日常生活賠償でお支払対象となる事故	社員本人が日常お住まいの住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故（単身赴任の場合は、単身赴任先とご自宅の両方が対象となります。）、または被保険者の日常生活に起因する偶然な事故が対象です。（仕事上の損害賠償責任は対象外です）
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。

## 社員本人1名のご加入で自動的にご家族\*を補償！

傷害死亡・後遺障害保険金は、社員本人のみ補償対象です。  
※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。

日常生活賠償保険金については、同様の保険契約がある場合は補償が重複しますので、補償内容をご確認ください。

## このような場合に役立ちます！

### 自転車リスクに備えて！



自転車で乗っていて他人にぶつかり、ケガをさせてしまった。



他人から借りたビデオカメラを落として壊してしまった。



洗濯機の水を過ぎて溢れさせ、階下の他人宅の家具を汚してしまいました。



デパートの高額商品を落として壊してしまった。

## 携行品保険

## 補償内容

外出先での携行品に発生した破損・盗難等の損害を補償します。

いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：社員本人のみ

	10 F	10 G
<b>携行品損害保険金額</b> 免責金額：3,000 円	30 万円	30 万円
<b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b> 事故発生日から180日以内	50 万円	50 万円
<b>月額保険料</b>	180 円	350 円

※家族の範囲は15ページ<Q4>をご確認ください。  
(注)携行品損害保険金の損害額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となります。

## ！ご注意

携行品とは	住宅（敷地を含みます。）外において携行している被保険者所有の身の回り品となります。保険金のお支払額や補償対象外となる主な「携行品」など必ず別冊P.13、P.20をご参照ください。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による傷害死亡・後遺障害はお支払いの対象外です。
修理不能の場合	修理できない場合、または修理代が再調達価額を超えた場合は、再調達価額を損害の額とします。
免責金額	免責金額（自己負担額）は1回の事故につき3,000円となります。
支払限度額	損害の額は1個、1組または1対のものに対して10万円が限度となり、通貨または乗車券等、小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。なお、保険期間通算で30万円が限度となります。

## 携行品に発生した破損・盗難等の損害を国内外問わず補償！

## このような場合に役立ちます！



自分のカメラを落としてしまい、壊してしまいました。



旅行中に持っていたカバンを盗まれてしまった。  
〔盗難の場合は警察への届出が必要となります。〕

# ゴルフ向け保険

割引率  
30%

6F：団体総合生活補償保険（標準型）、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約  
6F以外：団体総合生活補償保険、ゴルフカー賠償責任保険特約  
ゴルフカー傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
6F 社員本人	6E、6D、6A、6B 社員本人および家族	○ P14~P18

## ゴルフ向け保険

## 補償内容

ゴルフプレー中のさまざまな事故やホールインワン・アルバトロス達成時の諸費用を補償します。

このような場合に役立ちます！



プレー中にキャディーの指示によらず打つたため、第三者に損害を与えてしまった。(6F以外)



ゴルフプレー中にケガをしてしまった。



ゴルフ場等でゴルフ用品に損害を被ってしまった。(6F以外)



国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した。(※)

(※)日本国内の9ホール以上を有する有料のゴルフ場でのプレー中に限ります。  
●原則として、セルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。  
●ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は別冊P14~18をご参照ください。  
①同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合  
②ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

被保険者ごとに、いずれかひとつのプランに加入できます。(複数プランの加入はできません。)

被保険者になれる方：6F以外→社員本人・そのご家族（ご家族もお一人ずつお申込みが必要です。）6F→社員本人のみ

補償対象者	6E	6D	6A	6B	6F
	本人・そのご家族				本人
<b>ゴルフカー賠償責任保険金額</b>	2 億円	1 億円	1 億円	5,000 万円	—
<b>傷害死亡・後遺障害保険金額</b> 事故発生日から180日以内	1,000 万円	980 万円	530 万円	330 万円	50 万円
<b>傷害入院保険金日額</b> 事故発生日から180日以内 180日限度	15,000 円	14,700 円	7,950 円	4,950 円	—
<b>傷害通院保険金日額</b> 事故発生日から180日以内 90日限度	10,000 円	9,800 円	5,300 円	3,300 円	—
<b>傷害手術保険金</b>	入院中の手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術：傷害入院保険金日額の5倍				
<b>ゴルフ用品保険金額</b>	54 万円	40 万円	27 万円	12 万円	—
<b>ホールインワン・アルバトロス費用保険金額</b>	100 万円	50 万円	35 万円	20 万円	70 万円
<b>月額保険料</b>	1,280 円	810 円	540 円	320 円	610 円

## ！ご注意

傷害保険金	6E、6D、6A、6B：ゴルフ中のケガのみ補償対象となります。 6F：傷害死亡・後遺障害は24時間（ゴルフ中以外も）補償となります。入院、通院、手術の補償はありません。
ホールインワン・アルバトロス達成地域	「ホールインワン・アルバトロス費用補償」は日本国内で達成された場合に限りです。
天災危険補償対象外	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガはお支払いの対象外です。

## 【補償の重複について】

賠償保険、ケガ保険、携行品保険とゴルフ向け保険では、補償の一部が重複する場合があります。  
下記の比較表を参考に、加入セットをお選びください。  
また、自動車保険や火災保険の賠償特約がセットされている場合、補償が重複しますので、ご注意ください。(補償が重複した場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。)

保険種類	地域		特 徴	保険金の種類	地域		特 徴
	国内	海外			国内	海外	
賠償保険	○	△	日常生活（ゴルフ中含む）において損害賠償責任を負った場合	ゴルフカー賠償責任補償	○	○	ゴルフの練習、競技または指導中の事故により損害賠償責任を負った場合
ケガ保険	○	○	日常生活（ゴルフ中含む）のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償	ゴルフカー傷害補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフの練習、競技または指導中のケガによる死亡・後遺障害、入院、手術、通院を補償（6Fは死亡・後遺障害のみ）
携行品保険	○	○	日常生活において発生した盗難・破損・火災などにより携行品（ゴルフ用品含む）に損害が発生した場合	ゴルフ用品補償	○	○	ゴルフ場やゴルフ練習場敷地内でのゴルフ用品の盗難・ゴルフクラブの破損・曲損が発生した場合
ホールインワン・アルバトロス費用(6F)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償	ホールインワン・アルバトロス費用(6E、6D、6A、6B)	○	×	国内で達成したホールインワンまたはアルバトロスの達成祝賀会費用などを補償

●詳細は別冊P.1~18をご覧ください。

—12—

ケガ保険  
病気保険  
賠償保険  
携行品保険  
ゴルフ向け保険  
長期収入  
芽トコシ  
社員グループ  
医療保険  
積立年金  
金銭

# 長期収入サポートプラン



割引率  
30%

ご加入対象	退職後継続	別冊ページ
社員本人	×	P19~P20

## 長期収入サポートプラン

**補償内容** ケガや病気で免責期間を超えて就業障害となった場合(最長 60 才に達した日まで<sup>(※)</sup>) 補償します。

被保険者になれる方：社員本人のみ

**加入限度口数** 5 口 最高 5 口までご加入いただけます。ただし、保険金額が平均月間所得額の 50% 以下となるような口数でお申込みください。下表は 1 口ご加入の場合の保険金額・保険料です。

団体長期障害所得補償保険金 (1 口)		A 5 万円/月	
【年令別】 月額保険料	2025. 4. 21 時点の年令	男 性	女 性
	15 ~ 24 才	314 円	208 円
	25 ~ 29 才	330 円	269 円
	30 ~ 34 才	398 円	372 円
	35 ~ 39 才	492 円	524 円
	40 ~ 44 才	682 円	794 円
	45 ~ 49 才	899 円	1,042 円
	50 ~ 54 才	1,061 円	1,160 円
55 ~ 59 才	1,010 円	992 円	

●免責期間（支払対象外期間）は 180 日です。

## 「長期収入サポートプラン」による長期の収入補償をおすすめします！！

### ケガまたは病気による、長期にわたる就業障害を補償します！

ケガまたは病気により長期間にわたって就業障害となった場合に被保険者が被る損害について、最長 60 才に達する誕生日の前日まで<sup>(※)</sup>の長期間の補償を提供します。

### 在職中のケガや病気による就業障害については、ご退職後も補償します！

在職中のケガや病気の原因で就業障害となりご退職された場合には、保険金支払条件を満たす限り、ご退職後も最長 60 才に達する誕生日の前日まで<sup>(※)</sup>補償します。

### 自宅療養期間中もお支払いの対象です！

入院・自宅療養<sup>\*</sup>に関係なく、就業障害が続く限り保険金をお支払いします。  
\*医師の指示によるものに限りです。

### 一部復職した場合も対象です！

一部復職した場合でも障害が残り、20%を超えて所得が減額された場合にはお支払いの対象になります。

### 精神障害による就業障害も補償します！

精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して 24 か月を限度とします。

### 現役の方、かつ団体制度でのみご加入いただける保険です！

(※)ただし、免責期間の終了日の翌日から 60 才に達する誕生日の前日までの期間が 3 年に満たない場合はてん補期間を 3 年間とします。

Pickup!

## 働き盛りの年代だから向き合いたい！ 働けなくなるリスク

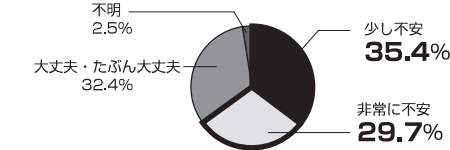
突然のケガや病気で働けなくなってしまった…



<働けなくなるリスクは死亡リスクに比べ深刻！>

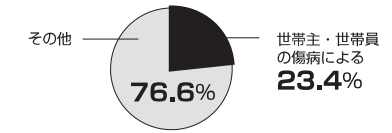
働けなくなるリスク	勤務先	死亡リスク
休業、退職により収入がストップ	勤務先	退職金、弔慰金の給付
引き続き必要	生活費	本人分は不要
引き続き必要	教育費	引き続き必要
さらに必要	医療費	本人分は不要
返済は継続	住宅ローン	団体信用生命保険により完済

世帯主に万一のことがあった場合の経済的備えに対する安心感・不安感



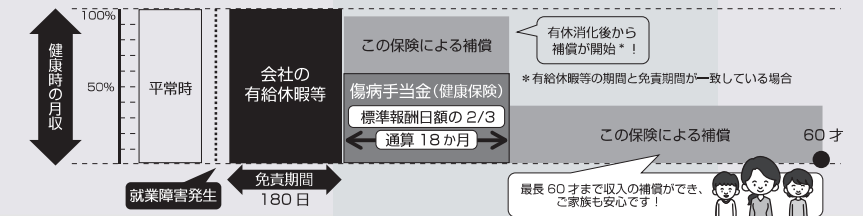
出典：公益財団法人生命保険文化センター  
「2021 (令和 3) 年度 生命保険に関する全国実態調査」

生活保護を開始する理由



出典：厚生労働省  
「平成 30 年度 生活保護の被保護者調査」

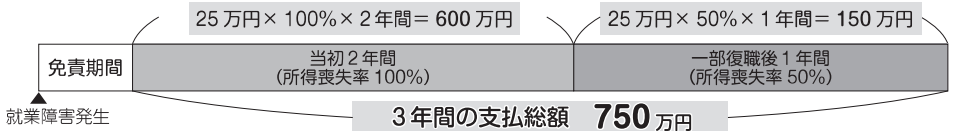
### 補償イメージ



### 支払事例

脳卒中で入院し、免責期間終了後も全く働けない状態が 2 年間続いた。職務復職したものの 1 年間は正常勤務ができず月の所得額が 50% 減少した (所得喪失率が 50% であった) が、それ以降は正常に勤務した。

保険金額 (支払基礎所得額) 25 万円 (5 口加入) の場合



特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

継続時には、あらかじめ現在の健康状況等に応じた告知をさせていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。あらかじめ告知を行う場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱となります。  
<告知の結果、お引受けできる場合>  
特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

名(カナ)が表示されている場合は、二重線が削除してください。なお、条件を削除して継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。  
<告知の結果、お引受けできない場合>  
ご加入を継続いただくことができません。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

# 団体損害保険 Q & A

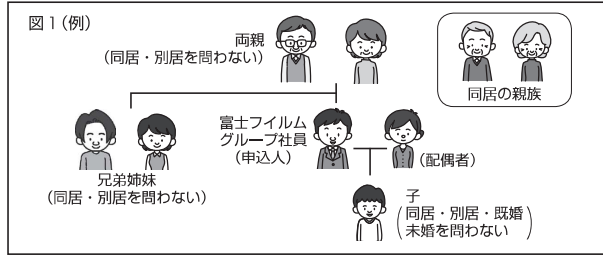
皆さんからよくある疑問・質問をまとめました！



## 加入の可否

**<Q1>** ケガ保険、病気保険、ゴルフ向け保険（6E・6D・6A・6B）において家族はどこまで被保険者本人になれるのですか？

**A1** 家族のうち被保険者本人になれる範囲は、配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および社員本人と同居している親族です。（図1）



**<Q2>** 子どもが結婚しましたが、引き続き加入できますか？

**A2** ご加入いただけます。結婚によって姓が変わっている場合は、加入申込票に打ち出してある旧姓を訂正（カタカナ記入）し、訂正署名のうえ、提出してください。

**<Q3>** 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

**A3** 留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子ども・両親・兄弟姉妹についてはご加入いただけます。（加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。）ご加入いただける補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

**<Q4>** 賠償保険、携行品保険の10Gプランで補償される家族の範囲はどこまでですか？

**A4** 本人、配偶者、本人または配偶者と同居の親族、本人または配偶者の別居の未婚の子が補償対象となります。なお、賠償保険の傷害死亡・後遺障害保険金は被保険者本人のみが補償対象となります。詳細は別冊P25をご覧ください。

## 健康に関する告知

**<Q5>** 健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあると、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

**A5** 質問項目のいずれかが「はい」の場合、お引受けできません。詳細については、別冊P36～P40をご確認ください。  
\*ご加入をお引受けした場合でも、加入時以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となったり、増額前の加入内容でのお支払いとなる場合があります。なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・ケガ保険」は告知の必要はありません。

**<Q6>** 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

**A6** 再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、いずれの質問も「いいえ」の場合、お引受けします。  
\*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。なお、「賠償保険・携行品保険・ゴルフ向け保険・ケガ保険」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

**<Q7>** 現在、特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

**A7** 継続時に「健康状況告知書質問事項」に該当しない方は、再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除して継続加入いただけます。ただし、再度告知していただいた質問がいずれも「いいえ」の場合、お引受けします。

## 変更・脱退

**<Q8>** 保険期間の途中で補償の追加、変更や脱退はできますか？

**A8** 下記以外の口数の変更、プランの追加・変更・脱退などは受付をしておりません。これまで同様、一斉募集期間にお手続きいただけますようお願いいたします。  
**<新規加入>**これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない社員が新規加入すること。  
例：社員本人が初めて団体損害保険に加入する場合  
**<被保険者の追加>**これまで、団体損害保険のいずれの補償にも加入していない被保険者が加入すること。  
例：社員本人は加入済み、お子さまが初めて団体損害保険に加入する場合  
**<全部脱退>**これまで、団体損害保険加入している社員がすべての補償から脱退すること。保険年度内に再加入は出来ません。  
**<被保険者の脱退>**これまで、団体損害保険に加入している被保険者がすべての補償から脱退すること。

【お手続きできない内容の例】

- 例：ケガ保険に加入している方が、病気保険を追加で加入したい場合（プランの追加）
- 例：ケガ保険と病気保険に加入している方が、ケガ保険のみを脱退したい場合（プランの脱退）
- 例：ケガ保険のプラン1Aに加入しているが、2Bに変更したい場合（プランの変更）

## 補償内容

**<Q9>** 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

**A9** ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害」をいいます。たとえば、パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行うことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガに該当しません。詳しくは別冊P21の「※印の用語のご説明」をご覧ください。

**<Q10>** 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

**A10** 公的医療保険の対象となるべき期間については、「病気保険」の対象となります。詳しくは別冊P3をご覧ください。

**<Q11>** 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

**A11** 病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療による治療・自宅療養などの原因となった病気（「医学上因果関係がある病気」も含みます）を実際に医師が診察した日（＝初診日）となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

**<Q12>** 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、対象となりますか？

**A12** 病気手術の場合は入院していなくても対象となります。ただし、検査目的（生検）であれば対象となりません。

**<Q13>** 胃がんで入院・手術し、保険金請求しましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。補償されますか？

**A13** 入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を超えているため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日（発病日）時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

**<Q14>** 「病気保険」、「長期収入サポートプラン」で精神的な病気も補償されますか？

**A14** 「病気保険」（葬祭費用保険金を除く）は、「特定精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P3～10の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。「長期収入サポートプラン」は「精神障害補償特約」がセットされているため、所定の範囲の精神障害は補償対象です。詳細については、別冊P19～20の「保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

**<Q15>** 「携行品保険10F」に加入。配偶者の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

**A15** 被保険者本人の所有物でないため補償対象になりません。同様に「他人から借りたもの」なども被保険者の所有物でないため、補償対象になりません。

**<Q16>** 携行品保険でスマートフォンや携帯音楽プレーヤー、タブレットの破損は補償されますか？

**A16** スマートフォン：対象外（携帯式通信機器にあたるため）  
携帯音楽プレーヤー：対象（音楽機器にあたるため）  
タブレット：対象外（携帯式電子事務機器にあたるため）

**<Q17>** 「ゴルフ向け保険6E」に加入。プレー中にゴルフクラブが折れてしまったのですが、補償されますか？

**A17** はい、補償対象です。ただし、ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損は補償対象外となります。

## その他

**<Q18>** 団体損害保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

**A18** 「病気保険」（葬祭費用保険金は除きます）・「長期収入サポートプラン」が生命保険料控除の対象です。

**<Q19>** 退職した場合、継続加入できますか？

**A19** 補償の種類によって、継続可否が異なります。（表1）

表1

補償プラン		補償プラン	
ケガ保険 (1A・2A)	24時間補償プラン(1B・2B・1C・2C)のうちいずれかでの継続となります。	携行品保険	このまま継続が可能です。
ケガ保険 (1A・2A以外)	このまま継続が可能です。	ゴルフ向け保険	このまま継続が可能です。
病気保険(基本補償)	このまま継続が可能です。	長期収入サポートプラン	退職後はご継続できません。
賠償保険	このまま継続が可能です。		